

生駒市福祉センター指定管理者候補者審査結果報告書

令和7年11月21日

生駒市福祉センター指定管理者候補者選定に係る
生駒市プロポーザル審査委員会

はじめに

生駒市福祉センター（以下「センター」という。）については、民間事業者等の指定管理者による管理運営を行っている。

センターは、生駒市の社会福祉事業の推進、社会福祉活動の育成と市民のふれあいを図り、福祉の増進に資することを目的に設置された施設であり、障がい者（児）や高齢者、健常者のふれあいの場、相互理解の場として、障がい者の自立及び社会参加の促進並びにノーマライゼーションの理念の浸透、社会福祉団体の育成等、地域福祉の拠点として重要な役割を担ってきたところであり、引き続き地方自治法に基づく指定管理者による管理運営を行うこととした。

指定管理者の募集に当たっては、民間事業者等のノウハウや創意工夫あるアイデアを有効に活用するため、公募型プロポーザルを実施し、本委員会は、審査過程の透明性・公平性を確保するとともに、客観的な審査を通じて、実現可能性の高い優れた提案及び指定管理者候補者を選定するため、令和7年8月13日に設置された。

そして、同年10月1日から10月10日までの募集の結果、1団体から応募があったことから、この度、当該1団体から提出された事業計画書について、委員会として指定管理者候補者の審査、選定を行ったので、その結果を下記のとおり報告する。

記

1 指定管理者候補者に選定した者

- (1) 名 称 社会福祉法人 生駒市社会福祉協議会
- (2) 所在地 奈良県生駒市元町1丁目6番12号
- (3) 代表者 会長 小紫 雅史

2 応募の状況

- (1) 応募者 1団体
- (2) 提案内容等の概要

別紙「生駒市福祉センター指定管理者募集に伴う応募者からの提案内容等の概要」のとおり

3 選定方法等

「生駒市福祉センター指定管理者募集要項」に定める審査基準に基づき、応募者に審査を実施した上で、総合的な評価により選定を行った。

(1) 選定の手順 事務局

① 応募書類の確認

募集要項に定めた提出書類がすべて揃っていることを確認した。また、提出内容について、一部確認・照会を行った。

② 応募資格等の確認

ア 応募資格

応募時点において、募集要項に定めた次の応募資格を有しない者は、選定の対象外とする。

(応募資格)

センターの管理運営を行う能力を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次の要件を満たすこと。（個人での応募はできません。）

- ① 本市の入札参加停止措置を受けていないこと。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てが行われているものでないこと。
- ⑤ 次に該当する法人等でないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）
 - ウ 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人その他の団体
 - エ アからウまでに掲げるもの（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、暴力団等に対し資金を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。）を行う法人その他の団体
 - オ 役員等（法人にあっては役員及び経営に事実上参加している者、法人以外の団体にあっては代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が、暴力団等の利益となる活動を行う法人その他の団体
 - カ 役員等が暴力団等と社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするような関係をいう。）を継続的に有している法人その他の団体
- ⑥ 生駒市政治倫理条例（平成20年6月生駒市条例第25号）第16条に規定する法人等でないこと。
- ⑦ 令和4年度から令和6年度までの間に、地方公共団体において同種または類似業務の運営実績があること。

イ 指定管理料の超過

募集要項に示した指定管理料を超える提案がなされた場合は失格とする。

ウ その他の形式的要件

- ア 複数の法人等がグループを構成する場合は、代表となる法人等を決定し応募すること。なお、グループの構成員となった場合は、別に単独で応募することはできない。また、他の複数グループの構成員になることもできない。
- ビ 本件に関し審査委員会委員への接触の事実が認められた場合は失格となることがある。
- シ 応募書類に虚偽の記載があった場合、その応募は無効とする。

(2) 1次審査（書面審査） 審査委員会

1次審査（書面審査）については、提出された応募書類により書面審査を行う。審査基準については、後述の審査基準に基づき審査を行う。ただし、応募者が5団体以下の場合は、1次審査を省略するものとする。

(3) 2次審査 審査委員会

1次審査通過者を対象に対して、プレゼンテーションによる審査を行う。

① プrezentationの方法

プレゼンテーションは、以下の方法を標準として実施する。

プレゼンテーション時間	1団体当たりの時間は、40分とする。 ・応募者による説明 20分以内 ・質疑応答 20分
説明内容	提出された申請書類（事業計画書、収支計画書等）に沿った説明を求める。
参加者	1団体につき3名以内とする。

② 評価項目及び配点

募集要項に示した下記の「審査基準」によるものとする。

評価項目		配点	
管理運営方針	センターの管理運営に関する基本方針について	10	10
管理運営業務について	運営体制（組織）・人員体制について	5	35
	利用者サービス向上・利用促進について	5	
	安全管理・救急体制について	5	
	環境配慮への取組について	5	
	地域貢献等について	15	
自主事業の取組	センターの設置目的を達成するための自主事業の取組について	15	35
	創意工夫のある自主事業の取組について	20	
管理運営の安定性	団体の財政の健全性	5	10
	類似施設等の管理運営実績について	5	
収支計画	経費の縮減	5	10
	適切な経費の算定について	5	
合 計		100	

③ 審査委員会による評価

審査委員会は、上記「審査基準」に掲げる評価項目ごとに、同審査基準に定める評価の視点に基づき、評価を行うものとする。

（評価の特例）

- ・評価項目「管理運営の安定性」の「団体の財政の健全性」は、専門知識を有する者が評価を行うものとする。
- ・評価項目「管理運営の安全性」の「同種または類似施設等の管理運営実績」、及び評価項目「収支計画」の「経費の縮減（指定管理料）」は、応募者の提案内容に基づき、事務局で評価を行うものとする。

（4） 指定管理者候補者の選定

2次審査の得点が最も高い応募者を指定管理者候補者に、次順位の応募者を次点候補者として選定する。

ただし、評価が上位である場合であっても、個別の評価項目において、著しく低い評価となつた場合は、指定管理者候補者として選定しないことができる。また、審査委員会が一定の評価に達した団体がないと判断する場合は、適格者なしとすることができる。

なお、提案者が1団体の場合、比較審査ができないことから、指定管理者候補者選定のため評価点の最低点を定めるものとし、その最低評価点を60点とする。

（5） 指定管理者候補者の位置付け等

指定管理者候補者の選定については、指定管理者としての正式な指定を前提とした業務内容等

の交渉の第一優先交渉権を付与するものであり、一定期間内に合意に至らなかった場合は、次点候補者に交渉権が移行するものとする。

(6) 審査委員会の会議の公開等

① 会議等の非公開

審査委員会の会議及び委員名は非公開とする。

(理由)

審査委員会における審査は、法人等の指定管理者候補者としての妥当性及び適合性を審査するものであり、会議を公開した場合、委員への干渉や応募団体の技術、信用情報に関する内容など法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、委員名と併せて原則として非公開とする。

② 審査の結果及び経緯

審査結果、得点（評価項目ごとの得点及び合計得点）、選定理由及び審査の経緯（会議での主な意見、講評等）は、報告書にまとめた上で市のホームページで公開する。

4 選定までの経緯

(1) 募集要項等の配布 令和7年9月1日（月）から10月6日（月）

(2) 応募の締切日 令和7年10月10日（金）

－ 応募者数 1団体

(3) 審査委員会の開催 令和7年11月5日（水）

－ 2次審査（プレゼンテーション）

－ 指定管理者候補者を選定

5 選定の結果

(1) 形式的要件等の確認

応募者について、募集要項に定める応募資格を具備し、申請書類の不備、指定管理料の超過等の失格となる状況がないことを確認した。

(2) 1次審査の省略及び2次審査の結果

1次審査については、応募者が5団体以下であったことから省略し、2次審査を行った。

プロポーザル審査委員会による審査結果は、下記のとおりである。

応募者が1団体であったことから、応募者の指定管理者候補者としての適格性を判断することとし、指定管理候補者として、社会福祉法人生駒市社会福祉協議会を選定することとする。

評価項目		配点	得 点	
			社会福祉法人 生駒市社会福祉協議会	
管理運営方針	センターの管理運営に関する基本方針について	10	6.8	
管理運営業務について	運営体制（組織）・人員体制について	5	3.4	
	利用者サービス向上・利用促進について	5	3.2	
	安全管理・救急体制について	5	3.6	
	環境配慮への取組について	5	3.6	
	地域貢献等について	15	10.2	

自主事業の取組	センターの設置目的を達成するための自主事業の取組について	15	11.4
	創意工夫のある自主事業の取組について	20	14.4
管理運営の安定性	団体の財政の健全性	5	2
	類似施設等の管理運営実績について	5	5
収支計画	経費の縮減	5	1
	適切な経費の算定について	5	3
合 計		100	67.6

(3) 選定理由

- これまで約20年にわたって福祉センターを管理・運営してきた実績を有し、各種団体との緊密な連携関係により、市民ニーズに応じた安定した施設管理運営を行っていること。
- 安全管理・救急体制では、ボランティア講習会で避難所運営の講座を実施し、災害時に対応できるボランティアの育成の提案がされていること。
- センター設置目的を達成するための自主事業の取組として、センターをボランティア実践の場及び就労の場と位置づけ、有償ボランティアと短時間雇用の導入・活用の提案がされていること。
- センターの新たな利用者層の拡大を図り、センターの稼働率を上げるとともに、上記のボランティア活動等へ誘導する仕組みづくりを検討する提案がされていること。
- 重層的支援体制整備事業で培った知見やノウハウを生かし、権利擁護支援センター跡地を「ボランティア室」として活用し、制度の狭間にいる方々の居場所や支援拠点づくりの提案がされていること。
- 市が推進している環境マネジメントシステムを十分理解し、施設の管理運営において環境に配慮した取組が期待できることや、市が達成を目指しているSDGsの取組を推進する提案がされていること。
- 電力調達では、いこま市民パワー株式会社を調達先とする提案がされていること。
- 木質廃棄物の処分では、株式会社都市樹木再生センターを搬入先とする提案がされていること。

以上の点から、センターの管理運営についてより積極的な姿勢が見られる点を高く評価し、社会福祉法人生駒市社会福祉協議会を指定管理者候補者に選定したものである。

[別紙資料]

生駒市福祉センター指定管理者募集に伴う応募者からの提案内容等の概要